

## 【歯科健診実施から費用助成に係るご案内】

歯科診療所への健診申込み～助成金の申請手続きは以下のとおりとなります。

### 1. 歯科健診の申込み

健保組合から受診券などの様式を受け取った後、『山形県歯科医師会のホームページ <http://www.keishi.org/>』の『あなたの街の歯医者さん』に掲載の山形県歯科医師会会員診療所へ各自電話等で歯科健診の申込みをしてください。

※受診券の有効期間（8月1日～12月31日）内に受診してください。

※県外の歯科医院等にて受診する場合は当組合までお問い合わせください。

### 2. 健診時、歯科診療所に提出するもの

◆受診券（歯科診療所提出用）

◆成人歯科健康診査票（3枚複写）

※令和6年度より引き続き健診当日の治療が可能となっております。

### 3. 歯科診療所へ健診費用の支払い

歯科健診の費用4,400円（税込）を歯科診療所に支払い、『健診の領収書』と『成人歯科健康診査票（受診者用・事業所控）』を受け取ってください。

### 4. 健保組合へ助成金の申請【令和8年1月13日までお願いします】

『助成金申請書』に必要事項を記入のうえ、以下①～③を添付のうえ事業所経由で申請してください。（事業所に振込みますので『振込指定口座』の記入は不要です。）

【添付書類】

① 健診の領収書（原本）

② 成人歯科健康診査票（事業所控）（山形県以外は任意書式）

③ 健診の結果、「治療の必要性あり」の場合は、治療受診1回目の領収書写し

### 5. 健康保険組合より助成金を受け取る

健保組合より事業所様経由にて受診者へ4,400円を上限として助成します。